G-Link（携帯接続）利用規約

G-Link（携帯接続）利用規約（以下、「本規約」といいます）は、トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する自動車向け情報通信サービス「G-Link（携帯接続）」の利用条件を定めるものです。

第1条 （本規約の適用範囲等）

1. 本規約は、G-Link（携帯接続）を利用する契約者等（第 3 条にて定義します。以下、同じです）と当社との間の G-Link（携帯接続）の利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、G-Link（携帯接続）の利用条件等に関して、別途個別の規約（以下、「個別規約」といいます）を設けることがあります。個別規約は、本規約と一体となり、その一部を構成するものとし、契約者等は、G-Link（携帯接続）を利用する際には、本規約に加えて個別規約の定めも遵守するものとします。ただし、本規約と個別規約の定めが矛盾または抵触する場合には、個別規約の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （本規約等の変更）

1. 当社は、本規約および個別規約（以下、これらを総称して「本規約等」といいます）を、契約者（第 3 条にて定義します。以下、同じです）への通知および契約者の同意を得ることなく、変更することができるものとします。ただし、関係法令等に基づき契約者の同意を得ることが必要となる変更を行う場合は、当社の定める方法で契約者の同意を得るものとします。
2. 当社は、前項に基づき本規約等を変更する場合には、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、当該効力発生日の 7 日前までに、以下に掲載する方法で周知するものとします。
   https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/

第3条 （定義）

(1) 契約者：当社との間で G-Link（携帯接続）の利用に関する契約を締結した者をいいます。
(2) G-Link（携帯接続）利用契約：当社と契約者との間で成立する G-Link（携帯接続）の利用に関する契約をいいます。
(3) 基本サービス：G-Link（携帯接続）のうち、別紙 1 の 1 の「基本サービス」に記載の各サービスおよびその他の当社が「G-Link（携帯接続）」の名称で対象車両向けに提供するサービスを総称していいます。
(4) 利用車両：契約者が所有または利用等する権限を有する別紙 1 にて指定する G-Link（携帯接続）の対象車両のうち、G-Link（携帯接続）利用契約に基づき、G-Link（携帯接続）を利用する車両として指定された車両をいいます。
(5) 車両利用者：第 7 第 1 項の定めに基づき契約者から利用車両における G-Link（携帯接続）の利用を許諾された者をいいます（契約者自身を含みません）。
(6) 契約者等：契約者および車両利用者を総称していいます。
(7) 車載機：利用車両搭載のカーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、G-Link（携帯接続）を利用できるものをいいます。
(8) 情報通信端末：携帯電話、パソコン、スマートフォンその他当社所定の情報通信端末をいいます（DCM を含みません）。動作確認済の情報通信端末については、こちら（https://lexus.jp/total_care/connected/smartphone/）からご確認いただけます。
(9) DCM：対象車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。
(10) 通信機：情報通信端末および DCM をいいます。

(11) 契約データ：契約者（契約者が法人である場合には、契約者の担当者を含みます）の氏名・名称、住所、電話番号およびメールアドレス等の契約者に関する情報、ならびに契約者の G-Link（携帯接続）利用契約の内容および利用状況等 G-Link（携帯接続）利用契約に関する情報で、G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について（https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/）に定めるものをいいます。

(12) 車両データ：利用車両の車名・車体（車台）番号等の車両に関する情報、利用車両の走行距離・位置情報等の走行状況に関する情報および利用車両の警告の表示情報等の車両状態に関する情報で、G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について（https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/）に定めるものをいいます。

(13) My LEXUS（WEB）：G-Link（携帯接続）に関する契約者向けのウェブサイトをいいます。

(14) My LEXUS（アプリ）：TMC が My LEXUS の名称で提供する G-Link（携帯接続）の一部サービスの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。

(15) 車載機専用アプリ：Lexus Apps 上で利用できる車載機専用のアプリケーションをいいます。なお、車載機専用アプリを利用するには、TC または車載機専用アプリ提供事業者が当該車載機専用アプリの利用に関して別途定める規約に従う必要があります。

(16) 車載機専用アプリ提供事業者：車載機専用アプリを提供する事業者（TC を含みません）をいいます。

(17) 車載機専用アプリ提供事業者サービス：車載機専用アプリ提供事業者が提供する、アプリケーションおよびコンテンツ等のサービスをいいます

(18) 協業サービス：G-Link（携帯接続）の全部または一部と連携する他社の提供するサービスをいいます。

(19) 協業事業者：協業サービスを提供する者をいいます。

(20) 取次先サービス：G-Link（携帯接続）を通じて当社が取次ぎを行うことのできる他社の提供するサービスをいいます。

(21) 取次先事業者：取次先サービスの提供する者をいいます。

(22) 外部サービス：Lexus Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Lexus Apps 以外のサービスをいいます。

(23) 外部サービス提供者：外部サービスを提供する者をいいます。

(24) 外部サービス契約：外部サービスに関する契約をいいます。

(25) 外部サービス連携機能：外部サービスと連携するための Lexus Apps の機能をいいます。

(26) 販売店：レクサスブランドの車両を販売する TMC 系列の店舗（以下、本号において「店舗」といいます）を運営する事業者のうち、契約者が利用車両を購入した店舗を運営する事業者、および契約者または車両利用者が指定した店舗を運営する事業者をいいます。

第4条 （G-Link（携帯接続）利用契約の申し込み）

1. G-Link（携帯接続）利用契約は、利用車両 1 台ごとに、契約者と当社との間で成立するものとし、これに反する申し込みを行うことはできません。
2. G-Link（携帯接続）利用契約の締結を申し込もうとする者（以下、「申込者」といいます）は、本規約等の定めを理解し、これを承諾したうえで、当社所定の方法に従い、G-Link（携帯接続）利用契約の締結を申し込むものとします。
3. G-Link（携帯接続）の申し込みに必要な情報の全部または一部を提供しない場合、または本規約等に同意しない場合には、G-Link（携帯接続）利用契約の締結を申し込むことはできません。

第5条 （G-Link（携帯接続）利用契約の成立）

1. G-Link（携帯接続）利用契約は、前条第 2 項の申し込みが TC に到達した後、当社が当該申し込みを承諾したときに成立するものとします。なお、申込者が当該申し込みを行った G-Link（携帯接続）のサービスを利用することができ

る状態となった場合には、その時点で、当社が承諾をしたものとみなします。

2. TMC は、TC に対し、G-Link（携帯接続）利用契約に関する、申し込みの諾否、変更、解約、解除およびその他の意思表示（本規約等において TC および TMC が意思表示することとされているものを含みます）について包括的に委任するものとし、TMC の顕名の有無を問わず、TC による当該意思表示については、TMC にその効果が帰属するものとします。

第6条 （G-Link（携帯接続）のサービス内容）

1. G-Link（携帯接続）は、日本国内で提供される対象車両向けの情報通信サービスです。
2. サービスの内容は、別紙 2 に定めるところによります。利用者は、これらに定める利用条件等に従って各サービスを利用するものとします。
3. 当社は、G-Link（携帯接続）のサービスの一部または全部をいつでも変更または終了することができるものとします。ただし、当該変更または終了が契約者等に重大な影響を及ぼすものと認められる場合、当社は、あらかじめ当該変更または終了の内容および時期を契約者に周知するよう努めるものとします。

第7条 （G-Link（携帯接続）の利用範囲）

1. 一部の利用車両においては、契約者は、自ら G-Link（携帯接続）を利用することができるほか、自己の責任と費用負担において、利用車両を使用する第三者（車両利用者）に対して当該利用車両の使用に伴い G-Link（携帯接続）の各サービスを利用させることができます。ただし、G-Link（携帯接続）のサービスによっては、車両利用者が利用できないものもありますので、あらかじめご了承ください。
2. 契約者は、車両利用者が車載機、通信機を通じて契約データまたは車両データを閲覧することができることを理解し、これを承諾のうえ、車両利用者に G-Link（携帯接続）を利用させるものとします。
3. 契約者は、車両利用者に対して、本規約等の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、車両利用者が行った行為については、契約者自らが行った行為とみなされ、契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。
4. 契約者と車両利用者との間で紛争が発生した場合、当該紛争は当事者間で解決されるものとし、当社は、一切の責任を負いません。

第8条 （必要機器・ID 等の管理）

1. 契約者等は、G-Link（携帯接続）の利用に必要な車載機、通信機その他周辺機器の通信回線を自己の責任と費用負担で用意し、また、G-Link（携帯接続）の利用に別途通信費および通話料を要する場合にはこれを自ら負担するものとします。
2. 契約者は、G-Link（携帯接続）の利用にあたり必要となる ID、パスワードその他の暗証番号（以下、総称して「ID 等」といいます）を自ら責任をもって管理するものとし、当該 ID 等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、本規約等で許容される場合を除き、自己の ID 等を、第三者に対して譲渡、貸与、公表等し、またはその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。

第9条 （G-Link（携帯接続）の提供の一時的な中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し事前に通知することなく、G-Link（携帯接続）の一部または全部の提供を一時的に中断することがあります。

(1)G-Link（携帯接続）またはそれに関連するシステムの保守を、定期的にまたは緊急に行う場合

(2)火災、停電等により G-Link（携帯接続）の提供ができなくなった場合

(3)地震、噴火、洪水、津波等の天災または疫病の流行等の不可抗力により G-Link（携帯接続）の提供ができなくなった場合
(4)戦争、暴動、騒乱、労働争議等により G-Link（携帯接続）の提供ができなくなった場合
(5)法令または管轄官公庁の要請に基づく場合
(6)通信サービスが停止した場合または車載機もしくは通信機の使用環境等の事情により通信障害が生じた場合
(7)その他運用上もしくは技術上 G-Link（携帯接続）の提供の一時的な中断が必要な場合

第10条 （個人情報等の取扱い）
当社は、G-Link（携帯接続）の提供にあたり取得した契約者等の個人情報を G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について（https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/）に従い、適切に取り扱います。
1. 当社は、契約者等の個人情報を、G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について（https://lexus.jp/total_care/g-link_kiyaku/）に定めるところにより、第三者に提供することがあり、契約者等はこれを確認のうえ、内容に同意するものとします。

第11条 （知的財産権）
G-Link（携帯接続）を通じて契約者等に提供される情報およびコンテンツ等に関する著作権、商標権および意匠権等の知的財産権は、当社その他正当な権限者に帰属するものとし、契約者等は、当該コンテンツ等を複製、改変、頒布、譲渡、貸与または公衆送信（送信可能化を含みます）等し、またはその他の方法で当社または第三者の知的財産権を侵害してはならないものとします。

第12条 （禁止行為）
1. 契約者は、G-Link（携帯接続）の利用に際し、自らおよび車両利用者をして次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
(1) 当社または第三者の権利、財産もしくはプライバシーを侵害する行為
(2) 当社または第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為
(3) 当社に対して虚偽または不正確な事実を提供する行為
(4) 著しく粗野または乱暴な行為
(5) G-Link（携帯接続）の提供に従事する者の名誉、信用を毀損しもしくはその性的羞恥心を害する行為
(6) G-Link（携帯接続）の提供に係る設備機器・システム等に対して過度な負担を与える行為、または当該設備機器・システム等を分解・改造等する行為
(7) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為
(8) 当社による G-Link（携帯接続）の提供または運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
(9) 利用車両の走行中に運転者に車載機を操作させるなど、利用車両の安全運転に支障を及ぼすおそれあのある態様で G-Link（携帯接続）を利用する行為
(10) 当社に対して社会通念上相当な範囲を超えて要求する行為、または要求内容が相当であっても当該要求を実現するために、自らまたは第三者を利用して、当社に対して社会通念上不相当な手段・態様（暴言、脅迫、強要、長時間の拘束等）を用いる行為
(11) 法令または公序良俗に違反する行為
(12) 本規約等の定めに違反する行為
(13) その他当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、契約者が前項各号のいずれかに違反すると判断した場合、G-Link（携帯接続）の全部または一部の提供を中断または停止することがあります。

第13条 （変更の届出）

1. 契約者は、氏名、住所、電話番号、クレジットカード番号その他当社への届出内容に変更があった場合、当社所定方法に従い、速やかに当社に対して変更届出を行うものとします。
2. 契約者が前項の届出を怠ったことにより契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、一切責任を負いません。

第14条 （利用車両譲渡時等の取扱い）

1. 契約者は、第三者への譲渡または棄損・滅失等により利用車両を所有・利用等しなくなった（以下、「譲渡等の事実」といいます）場合には、直ちに当社所定の手続きにより、譲渡等の事実を当社に届け出るものとします。
2. 当社において前項の届出受付処理を行った日もしくは前項の届出が当社に到達した日から起算して 5 営業日目のいずれか早い日、または前項の届出の有無にかかわらず当社が譲渡等の事実を知った時点で、G-Link（携帯接続）利用契約は当然に終了します。
3. 前二項に基づく G-Link（携帯接続）利用契約の終了により契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、当該損害・損失等について一切の責任を負いません。
4. 契約者は、利用車両を第三者へ譲渡または貸与する等自己の直接占有から離脱させる場合、自己の責任と費用負担において、車載機または通信機に入力された契約データおよび車両データのすべてを、所定の手続きにより消去するものとします。万が一、契約者が所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機に入力された契約データおよび車両データが第三者に閲覧された場合または漏洩した場合であっても、当社は、一切の責任を負いません。
5. 契約者は、譲渡等の事実が発生した場合、利用車両の新たな所有者および占有者の同意がない限り、いかなる手段によっても、当該利用車両の車載機または通信機に蓄積されるデータにアクセスしてはならないものとします。
6. 契約者が第 1 項、第 4 項または第 5 項の定めに違反したことにより第三者に損害が発生し、または第三者との間で紛争が生じた場合には、契約者は、自己の責任と費用負担において、当該損害を賠償し、または紛争を解決するものとし、当社はこれらについて一切の責任を負いません。

第15条 （契約期間）

G-Link（携帯接続）利用契約の契約期間は別紙 1 に定めるところによるものとします。

第16条 （G-Link（携帯接続）利用契約の解約）

1. 契約者は、G-Link（携帯接続）利用契約の全部または一部の解約を希望する場合、解約を希望する契約を明らかにして、当社所定の手続きにより当社に解約を届け出るものとします。
2. 前項の解約届出の対象となった各 G-Link（携帯接続）利用契約は、本規約等で別段の定めがない限り、当社において解約処理を行った日または解約届出が当社に到達した日から起算して 5 営業日のいずれか早い日に解約の効力が生じるものとします。
3. G-Link（携帯接続）利用契約の解約、解除、その他事由のいかんを問わず G-Link（携帯接続）利用契約が終了した場合、当社は、契約者に代わり、協業サービスまたは取次先サービス（以下、本項において「協業サービス等」といいます）の提供事業者に対して、当該契約者の利用する協業サービス等の解約の申込等を行うことができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾します。

第17条 （解除事由等）

1. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、G-Link（携帯接続）の申し込みを承諾しないことがあります。また、申し込みの承諾後であっても、契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申し込みの

承諾を取り消すことがあります。

(1) 本規約違反等により過去に G-Link（携帯接続）利用契約を解除されたことがあることが判明した場合

(2) G-Link（携帯接続）の申し込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合

(3) 第 21 条に違反する事実が判明した場合

(4) その他当社が契約者として不適当と判断する場合

2. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に通知または催告することなく、G-Link（携帯接続）利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

(1) G-Link（携帯接続）利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合

(2) G-Link（携帯接続）を不正に利用した場合

(3) G-Link（携帯接続）の運営を妨害した場合

(4) G-Link（携帯接続）を 1 年以上利用していない場合

(5) 本規約の定めに違反した場合

(6) 第 21 条に違反する事実が判明した場合

(7) その他当社が契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合

第18条 （損害賠償等）

1. 契約者等が G-Link（携帯接続）の利用に関して第三者に対して損害を与えた場合、契約者等は、当該損害を賠償する責任を負い、また、当該第三者との間の紛争について、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。

2. 契約者等が本規約に反する行為または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は、契約者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。なお、これにより、当社の車両利用者に対する損害賠償請求権の行使が妨げられるものではありません。

第19条 （免責）

1. 当社は、G-Link（携帯接続）について、目的適合性、有用性、正確性、および完全性（動作保証、品質保証、提供情報の正確性を含みますが、これに限られません）の保証その他一切の保証をするものではなく、G-Link（携帯接続）の利用に関し契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、これらについて一切の責任を負いません。

2. 本規約等の他の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により契約者等に損害が生じた場合は、その賠償額は 17,315 円を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。

3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由により契約者等が G-Link（携帯接続）の全部または一部を利用できず、これにより契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

(1) 契約者等が本規約等の定めに違反する行為をした場合

(2) 第 9 条に基づき G-Link（携帯接続）の提供を一時的に中断する場合、または第 6 条第 3 項に基づき G-Link（携帯接続）を変更もしくは終了する場合

(3) 車載機、通信機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合

(4) 車載機、通信機その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合

(5) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合

(6) 利用車両に取り付けた車両メーカー純正品以外の用品によって、G-Link（携帯接続）の一部機能が正しく作動しない場合

(7) 電波状況、通信回線の混雑等により、通信サービスが利用できず、または、通信速度が低下する場合

(8) メールを利用するサービスにおいて、当社に登録しているメールアドレスに、当社所定の方法を用いて当社所定の回数のメールを送信したにもかかわらず、いずれも不達となる場合
(9) My LEXUS（アプリ）を利用するサービスにおいて、情報通信端末または My LEXUS（アプリ）の故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合
(10) My LEXUS（アプリ）を利用するサービスにおいて、My LEXUS（アプリ）の不具合、ID 等の失念その他理由のいかんにかかわらず正常にログインができず、またはログイン状態を維持できない場合
(11) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合
(12) 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害による場合
(13) その他 G-Link（携帯接続）の全部または一部が利用できないことにつき、当社に帰責事由が認められない場合

第20条 （権利義務の譲渡禁止）
契約者は、G-Link（携帯接続）利用契約にかかわる契約上の地位または権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第21条 （反社会的勢力の排除）
1. 契約者は、自己（契約者が法人である場合においてはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます）、車両利用者または代理人もしくは媒介者（以下、「関係者」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下、「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 契約者は、自己、車両利用者または関係者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) G-Link（携帯接続）の利用に関する脅迫的な言動（自己、車両利用者または関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません）または暴力を用いる行為
(4) 風説の流布、偽計または威力による当社の信用の棄損または当社の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準じる行為

第22条 （専属的合意管轄裁判所）
契約者等と当社との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条 （規約の有効性）
(1) 本規約等の一部の規定が無効となった場合でも、当該規定以外の規定は有効に存続するものとします。
(2) 本規約等の一部の規定が一部契約者との関係で無効となり、または取り消された場合であっても、その他の契約者との関係では有効に存続するものとします。

（付則）2024 年 6 月 24 日改定

【お問い合わせ先】

(1) G-Link（携帯接続）に関するお問い合わせ

【G-Link サポートセンター】

TEL：0800-300-3388　受付時間：9:00～18:00　年中無休

(2) マップオンデマンドに関するお問い合わせ

【マップオンデマンド・サポートデスク】

TEL：0561-57-6814　受付時間：9:00～18:00　年中無休

別紙 1

(1)　G-Link（携帯接続）のサービス

G-Link（携帯接続）に含まれる主なサービスはこちらです。各サービスの詳細な内容は、こちら（https://lexus.jp/total_care/）からご確認いただけます。

サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス
TC が提供するサービス（TC 提供サービス）	・レクサス緊急サポート 24 ・レクサスオーナーズデスク ・エージェント ・Lexus Apps ・リモートメンテナンスサービス ・CD タイトル情報取得	なし
TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）	・マップオンデマンド	なし

(2)　サービスプラン

対象	下記 G-Link（携帯接続）対象車種に提供されます。

車種	販売期間※
LS/LS ハイブリッド	2014 年 10 月～2015 年 8 月
GS/GS ハイブリッド	2014 年 9 月～2015 年 10 月
HS	2015 年 8 月～2016 年 7 月
IS/IS ハイブリッド	2013 年 5 月～2016 年 9 月
RC/RC ハイブリッド	2014 年 10 月～2016 年 7 月
RC F	2014 年 10 月～2016 年 7 月
CT	2014 年 1 月～2016 年 4 月
NX/NX ハイブリッド	2014 年 7 月～2016 年 7 月

※販売期間は、通常の新車オーダーにおける販売時期の目安です。

(3)　G-Link（携帯接続）利用契約の契約期間

契約期間	定めなし

(4)　G-Link（携帯接続）の利用料

利用料	無料

別紙 2

■ レクサス緊急サポート 24

(1) サービスの内容

レクサス緊急サポート 24 は、お車が走行不能になった場合などに応急修理やレッカー搬送の手配を行うサービスです。詳細はこちら（https://lexus.jp/total_care/security/support24/）からご確認いただけます。

レクサス緊急サポート 24 は、契約者および車両利用者が利用できます。

レクサス緊急サポート 24 の対象地域（＊1）：北海道、本州、四国、九州、および沖縄の本島（離島（＊2）についてはレクサス緊急サポート 24 のサービスを提供できない場合があります）

＊1：搬送可能な積載車（TC が指定する特殊な積載車両）の手配不能地域を除きます。

＊2：ここでいう離島とは、TC の委託事業者が提供不可能な地域を指します。

(2) 利用条件および遵守事項

別紙 2-1 レクサス緊急サポート 24 をご確認ください。

■ レクサスオーナーズデスク

(1) サービスの内容

レクサスオーナーズデスクは、オペレーターによるドライブサポートなどさまざまなリクエストにお応えするサービスです。詳細はこちら（https://lexus.jp/total_care/concierge/）からご確認いただけます。

レクサスオーナーズデスクは、契約者および車両利用者が利用できます。ただし、予約代行および緊急サポートは契約者のみ利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

別紙 2-2 レクサスオーナーズデスク をご確認ください。

■ Lexus Apps

(1) サービスの内容

Lexus Apps は、車載機専用アプリを提供するサービスです。詳細はこちら（https://lexus.g-book.com/appcatalog/app/index.html）からご確認いただけます。

Lexus Apps は、契約者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

別紙 2-3 Lexus Apps をご確認ください。

■ その他の基本サービス

(1) エージェント

音声対話システムに接続し、話しかけるだけで目的地の検索・設定、ニュースや天気などの情報検索、利用車両に関するお問い合わせなどができるサービス。

(2) リモートメンテナンスサービス

TMC または販売店から利用車両に対し、リコール情報等、お車に関する大切なお知らせをお送りするサービス（定期点検、メンテナンスのご案内や、システム異常検知のご案内等は含みません）。

(3) CD タイトル情報取得

車載機に収録されていない CD のタイトル等の情報を、通信で取得するサービス。

(4) マップオンデマンド

エンジン始動時や目的地検索時に自動で通信を行い、新しい道路の情報をダウンロードし車載機の地図情報を更新するサービス。

別紙 2－1

■　レクサス緊急サポート 24

(1)　利用条件および遵守事項

以下の場合は、レクサス緊急サポート 24 の提供が受けられません。

① レクサス緊急サポート 24 の対象者以外、レクサス緊急サポート 24 の対象車両以外、レクサス緊急サポート 24 の対象地域外の場合
② 契約者の故意または悪意で故障または事故が発生した場合
③ 車両メーカーが発行するマニュアル等に表示されている仕様・取り扱い方法などと異なる方法で、または限度を超えて使用したことにより車両が自力走行不能（物理的に走行不可能な場合または法令上走行が禁止される場合（例：夜間でライトが作動しないとき等）およびレクサスオーナーズデスクが自力走行不能と判断した場合）となった場合
④ 改造または後付けパーツの装着により、もしくは車高が低いため、通常の作業で二次破損等が生じる可能性があるか、または作業が不能となるような車両である場合
⑤ 車検切れ車両である場合
⑥ 無資格、酒気帯び・酒酔い運転、薬物使用、その他法令上運転が禁止されている状態または正常な運転ができないおそれがある状態で運転中に事故または故障が発生した場合
⑦ 日本国外、道路以外（砂浜・河原等）の場所、レース・ラリーを目的とするなど通常の自動車走行できない道路、通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路等一般車両が通行できない道路、および自然保護・環境保全等の見地から主管大臣等が通行禁止を指定した地域の場合
⑧ 凍結・未除雪・未整地等により出動車両の運行が極めて困難な道路・地域、交通機関の利便上すぐに現場へ出動することができない離島および自然災害（地震、噴火、洪水、津波などの大災）により危険が予知される場合や作業が困難な場合
⑨ レクサス緊急サポート 24 の提供が第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等を伴う可能性があるときに、当該第三者の承諾が得られない作業の場合
⑩ 航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送期間中の事故または故障の場合
⑪ レクサス緊急サポート 24 の実施場所、環境等が作業を行うにあたり、不適切または困難とレクサスオーナーズデスクおよびその委託関係にある会社が判断した場合
⑫ 警察への届け出を要する事故について、契約者が警察への届け出を済ませていない場合、またはレクサス緊急サポート 24 の提供につき警察の許可を受けていない場合（警察への届け出を要する事故とはレクサス緊急サポート 24 の対象車両の運転者・同乗者および相手の方に傷害がある場合や、他者の財物に損害を与えた場合、またはその他事故原因・事故状況を明確にするため等の理由により、レクサスオーナーズデスクが警察への届け出が必要であると判断した場合をいいます）
⑬ レクサス緊急サポート 24 の利用にあたって本規約に違反する行為・事柄があった場合
⑭ その他契約者のレクサス緊急サポート 24 の利用方法等が不適切とレクサスオーナーズデスクおよびその委託関係にある会社が判断した場合

(2)　免責その他

TC は、レクサス緊急サポート 24 の提供に伴う対象物の破損、人身事故その他の損害等については、TC、出動業者（レクサスオーナーズデスクより手配する業者）等に故意または重大な過失がない限り、TC および出動業者等はその損害等を賠償する責を負いません。

「レッカーサポート」「現場緊急修理」提供時に、現場への到着時刻、作業時間の遅延等、事前のご案内と異なるケースがあります。その場合、それにより契約者に別途損害が生じても、TC および提携会社として責を負わないものとします。

レクサス緊急サポート 24 の費用請求の権利は、トラブル発生日の翌日から起算して 2 年以内に限ります。この期間を経過した場合は、請求権を失うものとします。

レクサス緊急サポート 24 の提供に伴って生ずる費用の精算業務については、ＭＳ＆ＡＤグランアシスタンス株式会社が取り行います。

＜レッカーサポートサービス＞

レッカーサポートサービスのご利用は、故障または事故により自力走行不能となり、事前にレクサスオーナーズデスクへご連絡いただきレクサスオーナーズデスクにて出動業者を手配し、担当販売店（＊1）へ入庫することを条件とします。

＊1：レクサスオーナーズデスクが指定した保管場所を含みます。

担当レクサス販売店（日常取引をいただいている担当のレクサス販売店）へのレッカーによる牽引または積載車による運搬を行います。また、落輪（＊2）（側溝または用水路等へタイヤを踏み外している状態）や、乗り上げ（縁石、中央分離帯、歩道、または除雪された雪の塊などに乗り上げた状態）等の救出作業を行います。なお、スタック（雪や凍結、砂浜やぬかるみなどで車輪がスリップまたは空転し、走行できないこと）時はレッカーサポートサービスの対象とはなりません。

＊2：道路上にタイヤが 1 本以上残っており、救援車両 1 台が現場到着後 30 分程度で対応できる場合は、無料サービスとします。それ以上の時間がかかる場合や、救援車両が 2 台以上必要な場合などは、特殊作業費用が発生し、当該費用は契約者の負担（有料）となります（全てのタイヤが道路外にある状態は、路外逸脱として有料作業となります）　。

発生現場から担当レクサス販売店までの距離が 50km を超える場合は、最寄りのレクサス販売店を搬送先に指定させていただく場合があります。また、クレーン等を使用した作業が発生した場合は、特殊作業として当該作業費用は契約者の負担（有料）となります。

レッカーサポートサービスは、前条およびその他諸規定において無料サービス（＊3）と規定するもの以外は、全て有料のサービスとなります。精算方法は以下のとおりです。

＊3：レッカー搬送費用は、レッカー搬送距離が 50km 以内は無料となりますが、搬送距離が 50km を超えた場合は有料となります。

後日請求する費用	① レッカー牽引（または積載車による運搬）を開始するまでの基本作業が 30 分を超えるときの超過時間に対しての作業延長料 ② 車両の吊り上げ・引き出し等の作業につき、レッカー牽引（または積載車による運搬）を開始するまでに要する個別の復帰作業料および複数車両による特殊作業料（復帰作業後の自力走行の可否に拘りません） ③ 現場作業後に行った清掃作業料

現地精算する費用	①　出動業者が、現場到着するために要した有料道路利用料（一区間分）、現場からレッカー牽引に要した有料道路利用料の全額、カーフェリー乗船料等、および「レッカーサポート」サービスの提供に必要となった有料駐車場利用料の実費 ②　「レッカーサポート」サービスを提供する際の安全対策として使用した発煙筒等の代金 ③　現場作業後、車両の破損によるオイル漏れの後処理使用の油処理剤代

＜現場緊急修理サービス＞
故障等により自力走行不能となり、事前にレクサスオーナーズデスクへご連絡いただきレクサスオーナーズデスクにて出動業者を手配することを条件とします。
現場での 30 分程度の緊急（応急）修理を行います。
現場での緊急修理の基本料金、出張料金および基本作業料金（30 分程度の作業）を無料とします。
緊急（応急）修理の代表的な項目は以下のとおりです。
(1)　バッテリーの点検、ジャンピング（バッテリーあがりの車両にブースターケーブルをつないでエンジンをスタートさせる）
(2)　スペアタイヤ交換、タイヤ廻り点検（スペアタイヤ交換 1 本のみ）
(3)　各種オイル漏れ点検・補充
(4)　各種バルブ・ヒューズの交換
(5)　冷却水補充
(6)　ボルトの締め付け
(7)　ガス欠時の燃料補給
(8)　その他、30 分程度の現場対応が可能な軽作業
「現場緊急修理」サービス対象外で手配を行わない代表的な項目は以下のとおりです。
(1)　スノータイヤなど季節用タイヤへの交換作業
(2)　スノータイヤなど季節用タイヤからノーマルタイヤへの交換作業
(3)　チェーン脱着作業
(4)　サイドウィンドゥ（窓）の開閉トラブルに対応する応急処置作業
(5)　エアコンなど室内空調機器のトラブルに対応する応急処置作業
(6)　バッテリー充電または交換作業
(7)　パンクの修理作業
(8)　その他、レクサスオーナーズデスクが自力走行可能と判断する場合
現場緊急修理サービスは、前条およびその他諸規定において無料サービスと規定するもの以外は、全て有料のサービスとなり、後日請求させていただきます。ただし、以下の場合は現地精算が必要となります。

現地精算する費用	①　各種部品代、燃料代、油脂代、冷却水代、バッテリー液代、油処理剤代 ②　出動業者が、現場到着するために要した有料道路利用料（一区間分）、および「現場緊急修理」サービスの提供に必要となった有料駐車場利用料の実費 ③　「現場緊急修理」サービスを提供する際の安全対策として使用した発煙筒等の代金

現場緊急修理サービス利用時に、契約者が JAF 会員で、レクサスオーナーズデスクを通して JAF のサービスを利用した場合（JAF 会員として認められた場合）は、前条の規定にかかわらず以下の費用に対し 1 万円を上限とし、当該費用をお支払いします。（＊1、＊2、＊3）
(1)　現場緊急修理時の部品・燃料・油脂等 JAF 会員サービスでカバーできない費用
(2)　現場緊急修理後、レクサス販売店で行った部品交換および修理費用（パンク修理、タイヤ交換、バッテリー交換など、現場緊急修理の対象となったものに限ります）
＊1　JAF 会員サービスの範囲は JAF の規定によります。
＊2　TMC が定める保証修理の対象となる場合は除きます。
＊3　JAF 入会金および年会費は除きます。

＜臨時交通費サービス＞
故障等により外出先で自力走行不能となり、契約者から臨時交通費サービス適用前にレクサスオーナーズデスクに連絡し、レクサスオーナーズデスクが事前に確認し、認定することを条件とします。
1 名につき 50,000 円（税込み）を限度として、代替交通機関（＊1）で、あらかじめ予定されていた当面の目的地および自宅帰宅までの臨時の費用をお支払いします。なお、「臨時交通費」サービスの対象車両に乗車していた契約者を対象とし、車検証記載の乗車定員を限度とします。（＊2）
現地にてかかった費用については、一旦契約者に立て替えていただき、領収証等を添えてレクサスオーナーズデスクに請求いただきます。レクサスオーナーズデスクは領収証等の確認後、後日精算いたします。
＊1　代替交通機関とは、バス、電車（特急・新幹線の指定席を含む、グリーン車も可）飛行機（スーパーシートまで可）、船舶（1 等客室まで可）、タクシー、レンタカーをいいます。
＊2　タクシー、レンタカーをご利用の場合、1 台につき 50,000 円（税込み）を限度といたします。乗車定員を超える場合や帰宅地が異なる場合は複数台の利用を認めます。（この場合も 1 台につき 50,000 円（税込み）を限度とします）また、レンタカーの場合は利用日数のうち、1 日分に当たる費用が臨時交通費サービスの対象となります。

＜臨時宿泊費サービス＞
以下の内容を全て満たし、契約者から臨時宿泊費サービス適用前にレクサスオーナーズデスクに連絡し、レクサスオーナーズデスクが事前に確認し、認定することを条件とします。
(1)　故障により外出先で自力走行不能であること

(2)　夜間または地理的条件等の理由でトラブル発生の当日、自宅への帰宅または目的地への到着が困難であること
1 名につき 30,000 円（税込み）を限度として宿泊費用（＊1）を負担します。
現地にてかかりました費用につきましては、一旦契約者に立替いただき、領収証等を添えてレクサスオーナーズデスクに請求いただきます。レクサスオーナーズデスクは領収証等の確認後、後日精算いたします。
＊1　宿泊費用とは、客室料（税･サービス料込み）のみをいいます。「臨時宿泊費」サービスの対象車両に乗車していた契約者を対象とし、車検証記載の乗車定員を限度とします。臨時宿泊費は、故障の当日 1 泊分の宿泊費用に限ります。宿泊場所は原則として、最寄りの施設とします。

＜修理後搬送サービス＞
故障等により自力走行不能の対象車両を本規定によりレッカーサービスを利用して、担当レクサス販売店へ搬送できず、最寄りのレクサス販売店へ入庫し修理を実施、完了した場合を条件とします。
レクサスオーナーズデスクの指定する出動業者により担当レクサス販売店までの搬送を行い、搬送費用を負担します。
契約者が車両を引取りに行かれる場合は、1 名様分の交通機関（＊1）を利用した片道分の交通費 50,000 円（税込み）を限度に負担します。この場合はレクサスオーナーズデスクへの事前連絡が必要です。
ここで発生した費用につきましては、一旦契約者に立て替えていただき、領収証等を添えてレクサスオーナーズデスクにご請求いただきます。レクサスオーナーズデスクは領収証等の確認後、後日精算いたします。
＊1　交通機関とは、臨時交通費サービスで定めた代替交通機関と同様とします。
　　修理後の車両を引取りに行かれる手段として、契約者が車を利用された場合の燃料代・高速道路料、タクシー代・レンタカー代も対象となります。
　　契約者が車両を引取りに行かれた場合、帰宅のための燃料代・有料道路料は対象となりません。

別紙 2-2

■ レクサスオーナーズデスク

(1) 利用条件および順守事項

① TC は、契約者のみが利用できるサービスに関して、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、レクサスオーナーズデスクの利用にあたって、G-Link（携帯接続）の申し込み時に付与された ID およびパスワード、または契約者本人を特定できる情報をもって、レクサスオーナーズデスクを利用しようとする者が契約者であることを確認できない場合には、レクサスオーナーズデスクを提供できません。ただし、レクサスオーナーズデスクを提供しないことで契約者の利益を著しく損なうおそれがあると TC が判断し、かつレクサスオーナーズデスクを提供することが法令等に違反しない場合はこの限りではありません。

② 情報通信端末にてレクサスオーナーズデスクを利用する場合、レクサスオーナーズデスクの利用にかかる通信費は契約者等の負担となります。

③ レクサスオーナーズデスクは、電話での応対に限るものとし、TC は、FAX、メールその他の手段による応対は行いません。

④ 契約者等による、オペレーターの指名には対応しておりません。

⑤ 問い合わせの集中や問い合わせの内容等により、サービスの提供が遅れる場合があります。

⑥ TC は、契約者等によるレクサスオーナーズデスクの利用が、次の各号のいずれかに該当する場合、レクサスオーナーズデスクの提供をお断りする場合があり、また、この場合において契約者等がレクサスオーナーズデスクの全部または一部を利用できないことにより契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

(i) 法令または公序良俗に違反して本サービスを利用し、あるいは利用しようとする場合

(ii) 依頼内容の趣旨から、案内に過度な時間を要することが見込まれる場合

(iii) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。その後の改正を含み、以下、「風俗営業法」といいます）第 2 条第 1 項第 1 号に定める風俗営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合

(iv) 風俗営業法第 2 条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合

(v) 依頼内容について、その違法性が疑われる場合

(vi) 依頼内容が、過度に緊急性を要するものである場合

(vii) 前各号に掲げるもののほか TC が本サービスの利用として不適切と判断した場合

(2) 旅行業法の表示

① レクサスオーナーズデスクの提供にあたり、旅行業法第 12 条の 4 第 2 項に定める取引条件の説明書面および同法第 12 条の 5 第 1 項に定める契約内容を記載した書面の交付が必要となる場合、TC は、当該書面の交付に代えて、My LEXUS（WEB）において PDF 形式（Adobe Reader で閲覧可能な状態）および HTML 形式で掲載する方法により、当該書面に記載すべき情報を提供できることとし、契約者は、これを承諾します。

② 前項の規定にかかわらず、契約者は、本規約末尾記載の G-Link サポートセンターに連絡をすることで、当該書面の交付を求めることができるものとします。

(3) 免責

TC は、取次先事業者や飲食店等の事業者が提供するサービスや情報について、契約者等に対して一切の責任を負いません。

(4) その他

契約者は、レクサスオーナーズデスクのサービスの利用が可能な車載機または携帯電話・スマートフォン・固定電話を通じて、レクサスオーナーズデスクを利用できます。なお、G-Link（携帯接続）利用契約を解約した場合または当該契約が解除された場合には、車載機を通じてレクサスオーナーズデスクのサービスを利用することができなくなりますが、レクサスオーナーである場合には、携帯電話、スマートフォン、または固定電話から TMC が提供するレクサスオーナーズ向けのオペレーターサービスを利用できる場合があります。当該オペレーターサービスの内容および利用条件等については、TMC が発行する「レクサスオーナーズデスク車両問い合わせサービス利用規約」を確認してください。

＜予約代行＞

(1) 契約者は、オペレーター経由で、予約代行サービス（飲食店、ホテル、航空券等（以下、「飲食店等」といいます）の予約代行サービス）を利用することができます。

(2) TC は、契約者から予約手配の申出を受けたときは、当該申出を実現するために必要な範囲で、契約者に代わり、対象となる飲食店等の事業者に対して、予約代行手続きを行うことができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾します。

(3) 契約者は、前項に基づき予約代行手続きを利用する場合は、本規約を遵守し、旅行業約款および TC が交付する書面の内容を確認するものとします。

(4) TC は、契約者の希望により飲食店等の事業者への予約を代理・媒介または取次ぎするものであり、当該飲食店等の事業者のサービスを提供するものではありません。

(5) 予約代行先との契約は、契約者と飲食店等の事業者との間で直接成立するものであり、TC は当該契約の当事者とはならず、飲食店等の事業者が提供するサービスについて一切の責任を負いません。

(6) 契約者は、飲食店等の事業者が提供するサービスを利用するときは、当該飲食店等の事業者が定める規定に従い利用するものとします。

(7) 飲食店の予約代行の場合、契約者と飲食店の事業者との契約を解除する際の取消料および違約金等は、契約者が確認するものとし、TC はこれらの料金を確認する義務は負いません。

(8) TC は、予約成立後、飲食店等の事業者への連絡代行は行いません。契約者が飲食店等の事業者との契約の全部または一部の変更または解除を希望する場合は、契約者自らが当該飲食店等の事業者に連絡するものとします。ただし、航空券予約はこの限りでなく、契約者が航空券予約の全部または一部の変更または解除を希望する場合は、契約者はレクサスオーナーズデスクに連絡するものとします。ただし、レンタカー予約の場合は、契約者が予約先のレンタカー事業者に連絡するものとします。

別紙 2-3

■ Lexus Apps

(1) サービスの内容

Lexus Apps（以下、「Apps」といいます）は車載機専用アプリを提供するサービスです、詳細はこちら（https://lexus.g-book.com/appcatalog/app/index.html）からご確認いただけます。

Apps は契約者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

Apps は日本国内でのみ利用できます。

＜車載機専用アプリ＞

① Apps 上において、TC 以外の車載機専用アプリ提供事業者も車載機アプリ提供事業者サービス（車載機アプリ提供事業者が提供するアプリケーションおよびコンテンツ等のサービス）を提供します。車載機アプリ提供事業者サービスは、本規約にいう「車載機専用アプリ」に含まれます。車載機アプリ提供事業者サービスは、車載機アプリ提供事業者契約（車載機アプリ提供事業者と契約者との間の車載機専用アプリの利用に関する契約）に従い提供されます。詳細は下記に定めるとおりとします。

② 車載機アプリ提供事業者サービスについて、TC は、取引を行うための場の提供および取引の機会のみを提供するものとし、これに関する車載機アプリ提供事業者契約は、契約者と車載機専用アプリ提供事業者との間で直接成立します。TC は、車載機アプリ提供事業者サービスについて車載機アプリ提供事業者契約の当事者とはならず、当該サービスについて一切の責任を負いません。

③ 車載機アプリ提供事業者サービスについて、TC は動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、車載機アプリ提供事業者サービスまたはその利用に関して契約者に損害等が発生した場合であっても、TC は一切の責任を負いません。

④ 車載機アプリ提供事業者サービスの取引に関する条件は、当該車載機専用アプリに関する車載機アプリ提供事業者契約に従うものとします。ただし、本規約において定めがある場合、契約者は、車載機アプリ提供事業者契約とは別に、当該定めにも従って車載機アプリ提供事業者サービスを利用するものとします。

⑤ 車載機アプリ提供事業者サービスは、契約者への通知なく、変更、追加または廃止されることがあります。当該変更、追加または廃止により契約者に生じた損失、損害等について、TC は一切の責任を負いません。

＜外部サービス＞

① TC または第三者により、外部サービス（Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Apps 以外のサービス）が提供される場合があります。外部サービスの内容および利用条件等は、外部サービス提供者（外部サービスを提供する者）が別に定めるところによります。

② 契約者が TC または TMC 以外の第三者の提供する外部サービスを利用する場合は、当該外部サービス契約（外部サービスに関する契約）は、契約者と当該外部サービス提供者との間で直接成立するものであり、TC または TMC は、当該外部サービス契約の当事者とはならず、外部サービスについて一切の責任を負いません。

③ 外部サービスについて、TC は動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、外部サービスまたはその利用に関して契約者に損失、損害等が発生した場合であっても、TC は一切の責任を負いません。

④ 外部サービス連携機能を TC が提供する場合、当該外部サービス連携機能（外部サービスは含みません）は Apps の一部を構成し、T-Connect 利用規約が適用されます。外部サービス連携機能を車載機専用アプリ提供事業者が提供する場合、当該外部サービス連携機能（外部サービスは含みません）は車載機アプリ提供事業者サービスの一部を構成し、前条に従うものとします。

⑤ 外部サービス提供者の判断により、契約者への通知なく、外部サービス連携機能が制限され、または利用できなくなることがあります。当該制限または利用不能により契約者に生じた損失、損害等について、TC は一切の責任を負いません。

＜有償サービス＞

① Apps に関する利用料金は無料です。ただし、車載機アプリ提供事業者サービスと外部サービスの一部利用にあたって別途料金が必要となるサービス（以下、「有償サービス」といいます）があります。

② 有償サービスの利用を希望する契約者は、TC が別途定めた場合を除き、TC または車載機専用アプリ提供事業者が定める有償サービスの対価（以下、「有償サービス利用料」といいます）を支払う必要があります。有償サービス利用料の額については各有償サービスの購入ページ（リンク先を含みます）上に表示されます。

③ 有償サービス利用料の支払方法は、クレジットカードによる支払いのみとなります。支払いに関する利用条件等は、本規約第 11 条に定めるところによります。

契約者と TC 以外の車載機専用アプリ提供事業者または外部サービス提供者等の第三者との間で紛争が生じた場合は、契約者と当該第三者との間で解決するものとし、契約者は TC に請求または苦情を申し立てないものとします。

契約者は、Apps を通じて入手した情報を、自己の車載機に利用する契約者の私的利用の範囲内において利用することができます。